



2	別表第2（第2条関係）	古物営業法関係事務手数料			別表第2（第2条関係）	古物営業法関係事務手数料		
		事務	名称	金額		事務	名称	金額
		[略]				[略]		
		3	<u>法第7条第4項</u> の古物営業の許可証の書換え	[略]		3	<u>法第7条第5項</u> の古物営業の許可証の書換え	[略]
		[略]				[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。								

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）の施行の日から施行する。